

「植民地戦争」再考

——台湾先住民族の歴史記憶再構築の地点から

北村 嘉恵

はじめに

- 1 国家的プロジェクトとしての先住民族誌刊行
- 2 「先住民族重大歴史事件」の形象化
- 3 「先住民族の視点」をめぐる角逐
- 4 「事件」の前と後への視座

おわりに

はじめに

本稿は、近年の台湾社会における先住民族の歴史記憶再構築の実践に着目して、「植民地戦争」という概念に内在する課題について考えるものである。

「植民地戦争」という用語は、膨張する帝国の歴史過程に関わる概念であり、海外領土獲得のための主権国家間の戦争という次元とともに、新領土の制圧・統治のための武力行使や住民諸集団との非対称な戦争を含意する。とりわけ後者の次元の、戦場となった側に着目することにより、国家間の戦争を主軸とした世界像や戦争史の捉え直しが促され、本国での和平状態と植民地での戦争状態の継続という世界秩序を問い返す視点や、諸帝国が植民地住民に対して使用した最新技術が後の世界大戦の「実験」の性格を帯びるといった構造が提示されている⁽¹⁾。さらに、植民地化の過程、植民地下の日常、脱植民地化の過程で継起した暴力を連続する経験として捉え直し、その歴史的責

(1) 永原陽子「二〇世紀起点の南部アフリカと東アジア——戦争がつなぐ世界」『歴史評論』第692号、2007年、平野千果子『フランス植民地主義と歴史認識』（岩波書店、2014年）、藤原辰史「戦争を生きる」（山室信一・岡田暁生・小関隆・藤原辰史編『現代の起点 第一次世界大戦2 総力戦』岩波書店、2014年）、浅田進史「開戦100周年における第一次世界大戦研究を振り返る——植民地戦争・世界戦争・帝国の戦争」の視点から」（『歴史と経済』第59号、2017年）、木畑洋一「現代世界と戦争——歴史的視座から」（『歴史学研究』第976号、2018年）など。また、軍事的な観点からの「植民地戦争」への着目については、主に以下を参照。Edward Mead Earle ed., *Makers of Modern Strategy: Military Thought from Machiavelli to Hitler*, Princeton University Press, 1948（幹学レファレンス編集委員会編『近代戦略の創始者——戦術論』防衛庁共済組合海上自衛隊術科学学校支部、1955年）。Peter Paret ed., *Makers of Modern Strategy: from Machiavelli to the Nuclear Age*, Princeton University Press, 1986（ピーター・バレット編／防衛大学校「戦争・戦略の変遷」研究会訳『現代戦略思想の系譜——マキャヴェリから核時代まで』ダイヤモンド社、1989年）。

任の問うていく問題提起的な側面も有し、植民地支配責任論や戦争責任論にも連なる主題として実証研究が蓄積されている⁽²⁾。こうした議論とも部分的に重なりながら、日本史研究の領域では、主として日本帝国軍制史上の関心から台湾植民地（征服）戦争という語が大江志乃夫によって提起されて以降、近年は、日本民衆の戦争経験という観点からの論及も見られる⁽³⁾。

一方、台湾では植民地戦争という概念はさほど通用されていない。むしろ日清戦争 120 周年にあたる時期に特徴的であったのは、甲午戦争（1894-95 年）とは異なる乙未戦役（1895 年）という視座が前面に押し出され、台湾人の集会的記憶の重要な核——その後に台湾がたどってきた歴史過程の分岐点——として乙未の「郷土防衛戦争」に光が当てられたことだ⁽⁴⁾。乙未戦役終結後に島内各地で継起した武力衝突に関しても、第二次世界大戦後に国民党が称揚してきた「抗日烈士」のイデオロギーから解かれた次元で実証研究が進展し、「土匪」とみなされ討伐の対象となった人々の具体的な相貌や武装集団に加わった人々の背景、戦場となった地域の住民が巻き込まれた被害の様相などが克明に明らかにされつつある⁽⁵⁾。こうした潮流に通底するのは、郷土防衛戦争や武装抗日への再照明を通じて、台湾人意識を束ねる歴史認識の鑄型を作り出すというよりは、異なる立場と選択をした人々の集合体としての台湾社会の歴史経験を立体的に提示しようとする姿勢だろう。

また、2016 年に蔡英文総統が台湾先住民族に対する歴史的・社会的な不正義を公式に認めて政府を代表して謝罪し、総統主宰の「先住民族の歴史的正義と移行期正義に関する委員会（以下、原

(2) 永原陽子「植民地体制の国際化と「植民地責任」——南部アフリカの歴史から」（歴史学研究会編『韓国併合一〇〇年と日本の歴史学』青木書店、2011 年）、慎蒼宇「植民地（征服・防衛）戦争の視点から見た三・一運動」（『大原社会問題研究所雑誌』第 728 号、2019 年）など。

(3) 大江志乃夫「植民地領有と軍部——とくに台湾植民地征服戦争の位置づけをめぐって」（『歴史学研究』第 460 号、1978 年）、同「植民地戦争と総督府の成立」（大江志乃夫他編『近代日本と植民地 2』岩波書店、1992 年）。荒川章二「台湾の植民地化と郷土兵」（『沼津市史研究』第 4 号、1995 年）など。なお、同論文の一部分は荒川章二『軍隊と地域——郷土部隊と民衆意識のゆくえ』増補版、岩波書店、2021 年（初版は青木書店、2001 年）に収録。

(4) 2015 年に台湾で開催された主要な企画展のタイトルは、「鉅変一八九五——台湾乙未之役 120 週年特展」（台南：国立台湾歴史博物館）、「翻転 1895——乙未之役 120 年档案特展」（台北：中央研究院台湾史研究所）であった。この間の研究動向については、呉密察「甲午戦争・乙未之役研究の回顧與展望」（『甲午戦争・馬関条約與台湾変局研討会論文集』（財団法人李登輝基金会、2015 年）を参照。また、近年の中・台・韓における歴史認識の変容を日清戦争に焦点化して比較検討したものとして、「特集 近年における日清戦争に対する「歴史認識」をめぐって」（『東アジア近代史』第 21 号、2017 年）がある。

(5) 日本統治初期の漢民族による武装抗日運動に関しては、法院資料や元台北県文書を活用して従来の「土匪」理解の刷新が進みつつある。陳怡宏「忠誠と反逆の間——1895～1901 年間台北、宜蘭地区「土匪」集団研究」（台北：国立台湾大学歴史研究所修士論文、2001 年）、劉彥君「強盗或抗日？——以日治法院判決中の「匪徒」為核心」（台北：国立台湾大学法律学研究所修士論文、2006 年）、近藤正己「Small Wars 與台湾北部漢人武装抗日運動」（『師大台湾史学報』第 12 期、2019 年）。また、西部平野部で最後の大規模な武装蜂起とされる 1915 年の噶吧哖事件（西来庵事件、余清芳事件）に関する調査研究は、90 周年から 100 周年にあたる時期に急速に進展がみられ、蜂起に参加した人々の社会経済的背景や宗教的・民族的脈絡、討伐に巻き込まれた地域住民の被害状況や生存者のライフヒストリー、台湾北部・中部の抗日勢力との繋がりなどが多面的に検証されている。簡文敏『創傷與榮耀』（甲仙平埔族文史学会、2005 年）、Paul R. Katz, *When Valleys Turned Blood Red: The Ta-pa-ni Incident in Colonial Taiwan*, University of Hawaii Press, 2005（康豹『染血的山谷——日治時期的噶吧哖事件』台北：三民書局、2006 年）、邱正略編『百年回首噶吧哖事件』（台南市政府文化局、2015 年）、『台南文獻 第 8 輯 噶吧哖事件』（台南市政府文化局、2015 年）など。

語の略称を借用し「原轉會」と略記する)⁽⁶⁾が発足して以降、先住民族にとっての「歴史正義」「移行期正義(轉型正義)」を具体化する取り組みが多面的かつ急テンポで展開するなか⁽⁷⁾,先住民諸集団が直面してきた暴力の歴史的経験にも新たな光が当てられている。植民者たちが「蕃害」「兇行」として捉え記録してきたできごとを「戦争」の記憶として語り直す動きは、その一面である。外来者を中心とした台湾開発史の添え物ではなく、自分たちが生きてきた時空間の奥行きと変容を自ら表現しようとする営みは、これまでも連続と続いてきた。けれども、外来政権の代表として初めて、17世紀以来先住民が忍受してきた痛苦と不公正に対して外来者の歴史的責任を認め、現在も継続する不義の克服に向けて組織的・財政的基盤を整えたことは一つの画期をなし、既存の実践を加速ないし変容させ、新しい動きをも生み出している。先住民族にとって歴史的な「事件」とは何かが改めて問われるなかで顕在化してくるのは、記録の断片性と記憶の複数性である。外来者の物語に対抗しながら、それに捉えられ、その一小部分として改めて放置されるという事態もある。

こうしたうねりのなかで改めて考えさせられるのは、「植民地戦争」という概念自体が帝国の視点からの問題構成ともいいうる面をもつのではないだろうかという疑問である。帝国史の一部ではなく、先住民(族)を主体とした歴史叙述を志向するとき、「植民地戦争」という概念を用いることによりどのような死角が生じるのかという自問でもある。帝国拡張の過程で引き起こした戦争や帝国維持のために行使した暴力の構造と様態を検証し、その歴史的責任をどう引き受けていくか

(6) 原語および英訳は、「原住民族歴史正義與轉型正義委員會(Indigenous Historical Justice and Transitional Justice Commission)」。同委員会は、主宰(総統)のもと、副主宰および委員(27~29名)から構成される。このうち委員は、次の3つのカテゴリーからなる。①先住民族委員(政府認定の16の先住民族から選出された代表各1名)、②「平埔族群」委員(先住民族として政府未認定の平埔族群から選出された代表3名)、③招聘委員(3つのカテゴリーに従い総統が招聘する者8~10名:i.関連する公的機関の代表、ii.専門家・学者、iii.先住民族身分を有する市民団体の代表。このうち専門家・学者の過半数は先住民族身分を有する者)。定例会議は3ヶ月に1回、委員の任期は2年である。また、委員会のもとに、土地、文化、言語、歴史、和解などの主題別部会が設けられ、委員会で審議すべき関連事項の実務を担う。「総統府原住民族歴史正義與轉型正義委員会設置要点」2016年8月1日公布、<https://indigenous-justice.president.gov.tw/Page/21>(2022年3月1日アクセス)。

本稿では、中国語の「原住民族(族)」^{ユンヂンヂェウのミン}の日本語訳として「先住民(族)」を用い、出典については原書に従う。なお、一部の中国語表現については、繁体字にて原語を記す。

(7) 台湾社会での「轉型正義」をめぐる思想と実践および台湾先住民族に関わる固有の課題については、以下を参照されたい。呉豪人『「野蛮」的復権——台湾原住民族的轉型正義與現代法秩序的自我救贖』(台北:春山出版,2019年)、呉豪人/藤井康子・北村嘉恵訳「大いなる幻影に抗して——台湾の市民社会による轉型正義への試み」(『日本台湾学会報』第20号,2018年)、北村嘉恵「「轉型正義」/「轉型不正義」からの問い」(同前誌)。とくに、transitional justiceの訳語として台湾・日本社会でそれぞれ定着している「轉型正義」「移行期正義」という語の含意の違いについては、上掲拙稿(2018)を参照されたい。また、蔡英文総統によるお詫びが日本社会に投げかけている課題については、別稿でも論じている(北村嘉恵「台湾先住民族の歴史経験と植民地戦争——ロシン・ワタンにおける「待機」『思想』第1119号,2017年)。

なお、総統の謝罪文は、政府が先住民族として認定している16の民族の言語、および、英語、日本語の計18言語に翻訳され、政府公式サイトでも公開されている。これらの訳文は行政院先住民族委員会(「行政院原住民族委員会」)が作成した公式な文書だが、日本語訳には明らかな誤訳が散見されるほか、文言の吟味が不十分な印象を受ける。たとえば、「台湾這塊土地、四百年前早有人居住。」という一文が、「台湾という土地は、400年ほど前から人が住んでいました。」と訳出されており、原文の主旨を損なう表現となってしまう。「蔡英文総統代表政府向原住民族道歉全文」2016年8月1日、<https://indigenous-justice.president.gov.tw/Page/16>(2022年3月1日アクセス)。

は切実な課題であり、歴史的検証を通じて「戦争」をめぐる思考を鍛えていくことは、その実践の一つだと考える。と同時に、帝国との関係性に視野が局限されてしまうとすれば、それが批判的な観点からであったとしても、帝国の境界領域に生きてきた人々の歴史経験と歴史意識の一面的な理解にとどまらざるをえないのではないかとも考える。

以上のような問題意識のもと本稿では、台湾社会における脱植民地化の新たな実践のなかで活性化する歴史記憶再構築の試みをたどり、その地点から、日本社会における「戦争の記憶」をめぐる意識的・無意識的な偏りと忘却に抗して脱帝国化の歴史実践を継続する道筋を考えたい。

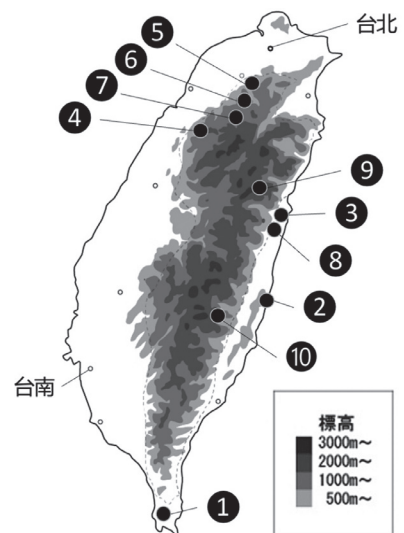
1 国家的プロジェクトとしての先住民族史誌刊行

2020年末、台湾の行政院先住民族委員会（以下、原語の略称を借用して「原民會」と略記）⁽⁸⁾は『先住民族重大歴史事件シリーズ叢書』（全10冊、表1参照）を出版した⁽⁹⁾。2004年から2019年にかけて原民會などが断続的に出版してきた単行本から10点をまとめて新装再版したもので、いずれも2001～2004年に同委員会が国内の研究者・機関に委託した研究プロジェクトの成果にあたる（表2参照）。新装版に添えられた原民會主任委員の序言が蔡総統のお詫びの言葉を引用していることが象徴するように、移行期正義（轉型正義）の実践として同叢書が再照明されることにより、先

表1 「先住民族重大歴史事件シリーズ叢書」一覧（2020年）

叢書 No.	書名	著作者
1	牡丹社事件 1871-1874	林修澈
2	大港口事件 1877-1878	李宜憲, 莊雅仲
3	加礼宛事件 1878	康培徳, 陳俊男, 李宜憲
4	南庄事件 1902	林修澈
5	大豹社事件 1900-1907	傅琪貽
6	大崙坎事件 1900-1910	傅琪貽
7	李崧山事件 1910-1913	官大偉
8	七腳川事件 1908-1914	林素珍
9	太魯閣事件 1914	鴻義章
10	大分事件 1914-1933	傅琪貽

図1 「先住民族重大歴史事件シリーズ叢書」（2020）に関わる主要な地点



*注：図中の数字は、表1の叢書 No. に対応。

(8) 中華民国の最高行政機関である行政院に設置された先住民族関連行政の主管組織（日本の省庁レベルに相当）であり、原語は「行政院原住民族委員会」。主任委員がその長官にあたる。

(9) 『原住民族重大歴史事件系列叢書』新北：行政院原住民族委員会，2020年。詳細は表1を参照。

表2 行政院先住民族委員會「先住民(族)重大歷史事件」プロジェクトの経過

[1] 委託研究「先住民(部落)重大歴史事件」 (2001-06)		[2] 「先住民重大歴史事件」 學術シンポジウム論文集 (2004)		[3] 「先住民(族)重大歴史事件」関連書籍 (2005-19)			[4] 「先住民重大歴史事件シリーズ叢書」 新装再版(2020)					
主題	主担者	委託年	報告書	発表明目	執筆者	No.	書名	著作者	刊行年	No.	書名	著作者
高砂義勇隊事件	孫大川	2001	2001	高砂義勇隊事件	孫大川	-	-	-	-	-	-	-
大港口事件	蔡中涵	2001	2001	大港口事件	李宜憲	4	大港口事件	李宜憲, 莊雅仲	2019	2	大港口事件 1877-1878	李宜憲, 莊雅仲
李棟山事件	張洋培	2002	2003	李棟山事件	高文斌	6	李棟山事件	官大偉	2019	7	李棟山事件 1910-1913	官大偉
太魯閣事件	鴻義章	2003	2003	太魯閣事件	鴻義章	2	太魯閣事件	鴻義章	2016	9	太魯閣事件 1914	鴻義章
牡丹社事件	林修敬	2003	2003	-	-	3	牡丹社事件	林修敬	2017	1	牡丹社事件 1871-1874	林修敬
大嵯岨事件	傅琪貽	2003	2003	大嵯岨事件	傅琪貽	5	大嵯岨事件	傅琪貽	2019	6	大嵯岨事件 1900-1910	傅琪貽
加礼宛事件	康培德	2003	2003	加礼宛事件	康培德	1	加礼宛事件	陳坤昇	2015	3	加礼宛事件 1878	康培德, 陳俊男, 李宜憲
七脚川事件	林素珍	2004	2004	七脚川事件	林素珍	*	七脚川事件	林素珍, 林春治, 陳耀芳	2005	8	七脚川事件 1908-1914	林素珍
						*	七脚川事件写真帖	陳聰民ほか編	2005	-	-	-
大分事件	傅琪貽	2004	2005	大分事件	海樹兒	7	大分事件	傅琪貽	2019	10	大分事件 1914-1933	傅琪貽
南庄事件	林修敬	2006	2006	-	-	*	南庄事件	林修敬	2007	4	南庄事件 1902	林修敬
						8	大豹社事件	傅琪貽	2019	5	大豹社事件 1900-1907	傅琪貽

注1: プロジェクトの総称について, [1] には「先住民部落重大歴史事件」「先住民重大歴史事件」, [3] には「先住民重大歴史事件」「先住民重大歴史事件」の表現が混在しており, 本表では便宜上概括した表記としている。また, 「李棟山」「李棟山」の表記の混在については, 本表では不統一のままとした。

注2: [1] の委託年欄には委託期間の開始年を掲げた。また, 報告書の実物を確認できなかった数点については, 委託期間の終了年を掲げた。

注3: [3] のNo.欄に*を付した3冊は国史館台湾文献館・行政院先住民族委員會の連名, それ以外は行政院先住民族委員會による出版である。主な典拠: 各委託計画の期末報告書, 各出版物の序・奥付。

住民族にとって重大な歴史的事件は何かという問いが、これまでにないインパクトをもって提起されることとなった⁽¹⁰⁾。

この「重大歴史事件」シリーズに先立ち、国家的なレベルでの先住民族史編纂事業は、1992年ごろより始動している。台湾の政治的・社会的民主化のうねりのなかで、都市部の知識人青年を中核とした先住民族権利回復運動も昂進し、「先住民（^{ユエンヂュウミン}「原住民」）」という呼称の憲法条文レベルでの採用をめぐり政府内外で議論が割れていた時期にあたる。まず、台湾省文献委員会（2002年に国史館台湾文献館へ改組。以下、文献館と略記）による「台湾先住民史編纂計画」（5年2期：1993-2003）、次いで文献館と原民會の共同による「台湾先住民史特定主題計画」（5年2期：2004-13）、さらに国史館・原民會・文献館共同の「台湾先住民族史特定主題計画」（5年1期：2014-18）として継続し⁽¹¹⁾、現在も進行中である。これまでに、個別の民族集団や集落を単位とする「民族史」や「部落史」、資料集、インタビュー集、主題別単行本などが出版されており、「先住民族重大歴史事件」シリーズもこうした潮流に連なる。また、地方政府レベルの史誌編纂事業や文化事業においても、相互に連動した刊行物は決して少なくない⁽¹²⁾。

30年にわたる継続事業を経て、しかも、台湾内部における異なる集団の異なる歴史経験を重視した「台湾島史観」⁽¹³⁾が学界内外で定着してきたと思われるなかで、蔡総統による公式謝罪は、外来者を中心とした「開発史観」「漢人史観」がなお台湾社会に息づいている現実を言明し、その克服に向けた意志を政府として示したのである。原民會は、原轉会の発足に強力な後押しを得た形で、「重大歴史事件」叢書の高等教育機関・公共機関等への配布や「事件現場」への記念碑設置、「事件」を素材としたドキュメンタリーやドラマの製作・上映など、主流社会の意識変革を促す試みを多面的に進めている。国民教育の内容再編もその重要な柱であり、初等・中等学校（12年間）のカリキュラム大綱や教科書・副読本に「重大歴史事件」の成果を盛り込む方向で教育部（文部科

(10) 新装版の各巻頭に新たに掲げられた夷將・拔路兒 /Icyang・Parod「主任委員序」には、次のような蔡総統の文言が引用されている。『台湾通史』という本があります。その序文の第一段落には次のようにあります。「台湾には元來歴史がなかった。オランダ人が啓き、鄭氏が作り、清朝が営んだ。」これこそ典型的な漢人史観です。先住民族は数千年前からこの地で豊かな文化と智慧をたくわえ、世代を超えて受け継いできました。にもかかわらず、わたしたちは優勢なエスニック集団の視点からしか歴史を書いていません。このことについて、政府を代表して先住民族にお詫びします。」ここで引用された連横（連雅堂）『台湾通史』（台北：台湾通史社、1920年）は、今日では学術書としての評価は高くない一方で、台湾人による最初の台湾を主題とした通史的な歴史書という位置を占める。

(11) 各プロジェクトの原語は、「修纂臺灣原住民史計畫」、「臺灣原住民史專題計畫」、「臺灣原住民族史專題計畫」。陳美恵「台湾原住民史系列專題演講」『国史研究通訊』第4期、2013年。国史館「原住民史」https://www.th.gov.tw/new_site/05publish/07study/04aborigin.php（2022年3月1日アクセス）。

(12) たとえば、林修澈『南庄事件與日阿拐——透過文獻與追憶的認識』（苗栗県文化局、2004年）など。なお、台湾先住民族の歴史に関する動向については、王雅萍「台湾原住民族史研究の回顧」『台湾原住民研究——日本と台湾における回顧と展望』（風響社、2006年）が手がかりとなる。

(13) 台湾史という学術領域の成立・展開に関する理論的考察として、呉密察（帆刈浩之訳）「台湾史の成立とその課題」（溝口雄三ほか編『アジアから考える3 周縁からの歴史』東京大学出版会、1994年）、若林正文「台湾島史」論から「諸帝国の断片」論へ（『思想』第1119号、2017年）。

学省に相当)と協議を重ね、2022年度より年次進行で刷新をみる見込みである⁽¹⁴⁾。

多元的な社会の実現を謳う国家プロジェクトが加速するなか、「先住民族にとっての重大な歴史的事件」として代表性ないし象徴性を増すこととなった10の「事件」がどのような経緯を経て焦点化されたのか、詳細は判然としない⁽¹⁵⁾。当初に含まれていた「霧社事件」や「高砂義勇軍」を主題とした研究計画は叢書出版段階では見当たらず、一方、本来1つのプロジェクトであった「大崙嶽事件」から別個の「事件」として「大豹事件」が切り分けられて2巻に増幅されている(執筆者は同一)。結果として、「事件」の主な舞台は、時間軸上では1870年代から1930年代、空間軸上では台湾北部、東部、南端部に限られる(45頁図1参照)。叢書として揃って再版されたことで、かえって、主体となる族群⁽¹⁶⁾や執筆者の偏りなどが目を引く一方で、戦争の経験と記憶について考えるうえでも重要な問題が提示されている。

2 「先住民族重大歴史事件」の形象化

『先住民族重大歴史事件シリーズ叢書』が主題化した「事件」は、いずれも外来の国家権力と先住民諸集団との間の武力衝突を核としたできごとである。叢書全体として論述の観点や方法は多様で、通史的な見通しを提示するような構成となっているわけではないものの、台湾南部の恒春半島に侵攻した日本軍と南パイワンとの交戦(牡丹社事件)、東部沿岸地域へ実効支配を及ぼす清の軍民と北部アミ、サキザヤ、クヴァランなど諸民族集団との交戦(大港口事件、加礼宛事件)、北中部山間の樟脳密集地へ実効支配を拡げる日本の官民軍警と北部タイヤル、サイセットとの交戦(大崙嶽事件、大豹事件、李崧山事件、南庄事件)、隘勇線と称する防御ラインや山地横断道路を延伸する日本官民軍警と北部アミ、タロコ、ブヌンの交戦(七脚川事件、太魯閣事件、大分事件)など、それぞれに台湾史上の重要な特色と結びついたできごとである。たとえば「[大港口事件は]国家体制が東台湾に組織的に進出し始めたことを示す標徴」⁽¹⁷⁾といった序言が示すように、台湾史上のメルクマールとなる事件であることが強調される向きもある。

(14) すでに2022年度の新訂カリキュラムに盛り込むことが決定している。教育部「歴史小組工作大綱規画報告」(2021年4月15日)、歴史小組「第3届原転会歴史小組工作大綱(草案)」(2021年4月15日)、いずれも原轉會「第15次委員會議 會議資料」(2021年4月15日)所収、<https://indigenous-justice.president.gov.tw/Page/62> (2022年3月1日アクセス)。

(15) 一連のプロジェクトに深く関与してきた林修澈によれば、2000年に原民會教文処が「先住民族の歴史事件を整理」するため、その企画を林に委託し、林が「歴史事件の総年表」「歴史事件プロジェクトの企画推進のための準備会の設置」などを含む8項目にわたる計画案を作成したところ、原民會が「まず歴史重大事件を重視」して10件を選択して各案件が委託に付されたという。原民會がどのような観点と方法で10件を選んだのかは不明であり、各叢書冒頭に記された原民會主任委員による序言においても、この点についてとくに説明はない。なお、林修澈によれば、当初選定された10件には「霧社事件」が含まれていたという。林修澈「自序」『南庄事件』(原住民族委員会、2020年。初版：国史館台湾文献館、2006年)、7頁。林修澈「為開拓原住民族史的視野而獻曝」『牡丹社事件』(原住民族委員会、2020年。初版：2017年)、13頁。

(16) 族群とは、エスニック・グループの訳語として1990年代以降の台湾社会で定着してきた比較的新しい用語であり、歴史的経験の異なる諸集団から構成される台湾社会を理解・表現するうえで重要な概念でもある。

(17) 夷将・拔路児/Icyang・Parod「主任委員序」(李宜憲・莊雅仲『大港口事件1877-1878』原住民族委員会、2020年)、4頁。

しかしながら、叢書を通読して鮮明になるのは、「重大歴史事件」の事件性と重大性は、台湾史上の画期性というよりも、当該集団（の後裔）にとってのできごとの重みにあるということだ。外来者や国家を主軸とした歴史においては頻発する「蕃害」「兇行」に対する討伐作戦の一コマに過ぎない事象が、自治の境域を喪失する起点として、あるいは、離散と長い沈潜、来歴の不継承と記憶の断絶の始点として再現される。一連の書名は「事件」という表現で統一されているものの、具体的な叙述では「戦争」「戦役」の記憶として再構成されている巻が多いのも、ある人間集団の存亡に関わる武力衝突だという歴史感覚を反映しているだろう。

イギリスの陸軍将校 C.E. コールウェルは、植民地での戦争を含む非国家間戦争を「小さな戦争 (small wars)」と呼び、その戦略戦術論の体系化を試みたことで知られる⁽¹⁸⁾。アフガニスタンや南アフリカでの自らの戦闘経験や、拡張する諸帝国が各地で引き起こしている軍事衝突を例解しながら、その「厄介さ」と克服方法を体系的に提示しようとしたこの著作は、植民地戦争の非対称性という問題を考えるうえでも示唆に富む。とくに、「小さな戦争」という概念が規模の大小とは関係がないことを明言し、しかも、敵および戦場の多様さや終わりの見えない長期戦に陥りやすい現実を認めながら、その容易ならざる戦いをあえて「小さな戦争」と呼んだことの意味は小さくないだろう。「先住民族重大歴史事件」という主題の設定は、こうした表現に絡みつく想念を逆照射しているともいえる。

戦争の呼称が立場により異なるのは珍しいことではないが、「先住民族重大歴史事件」の名称にも、視点の転換は表れている。「牡丹社」「大港口」「李嶼山」など、主戦場となった特定の場所や交戦の主体となった特定の集団にスポットライトが当てられ、個別具体的な歴史経験に視点が据えられる。比較的よく知られている軍事行動が戦場を生き延びてきた者たちの視点から捉え直され、あるいは、これまで特段の名称を記されてこなかった武力衝突が固有名詞をもって可視化される。それは、単に微細な事実を明るみ出すということに止まらず、台湾史上に幾度となく繰り返された小規模の衝突といった平板な把握を揺さぶる。以下の節では、戦争経験の断裂に留意しつつ、台湾先住民族の歴史記憶再構築の実践を通じて提起されている課題を探ってみたい。

3 「先住民族の視点」をめぐる角逐

まず、これまで「日本統治下最大の抗日蜂起」などとして注目を集めてきた霧社事件（1930年）がこの「重大歴史事件シリーズ叢書」に含まれていない点に目を留めておきたい。理由はいくつか

(18) C.E. Callwell, *Small Wars: Their Principles and Practice*, His Majesty's Stationery Office, 1896. 本書は、世紀転換期に展開した諸戦争の分析を盛り込みながら 1906 年までに 3 版を重ね、その後、現代の「対テロ戦争」に至るまで諸国の軍事関係者や研究者の間で一定の注目を集めている。コールウェルは、「小さな戦争」の定義は困難だとしつつも、「敵対する両陣営が正規軍で構成されている場合以外のすべての戦い」を含むと簡潔に説明する。それは、訓練され、組織され、統制された軍隊の、反乱・暴動の鎮圧や「野蛮人や半文明人」との戦いを含む。つまり、「小さな戦争」とは、西欧国家の制度化された軍隊がアメリカおよびヨーロッパ大陸での戦闘から得た経験では対応できない多種多様な戦闘を指すとともに、西欧を中心とする自他認識を投影した概念でもある。なお、コールウェルを含む英仏の植民地戦争論の系譜については、前掲『現代戦略思想の系譜』や、浅田進史「植民地における軍事的暴力と社会創造——ドイツ植民地統治の事例から」（『歴史学研究』第 885 号, 2011 年）を参照。

あるだろうが、台湾先住民族の歴史に対する主流社会の関心が長らく霧社事件に限定されてきたという事態が改めて問い直されているのは確かだろう。大切なのは、単に霧社事件を相対化するのではなく、霧社事件が突出して関心を集めてきた事態——戦争被害の受け止めにおける非対称性——を問い直していくことではないだろうか。台湾先住民の場合に限らず、植民者の被害と被植民者の被害、壮健な男性の被害とそれ以外の者たちの被害の社会的政治的な受け止めには非対称性が伴う。コールウェルの理論に従えば、霧社事件も叢書に選ばれた10の「重大歴史事件」も同じく「小さな戦争」の一局面となるだろうが、これまで霧社事件が霧社外部の者たちの関心を集め続け、過剰と思われるほどの著述が生み出されてきたのは何故か。台湾領有から35年も経たず時点で、先住民統治の「先進地」だと統治者側がみなしていた霧社という地点での計画的な行動であり、女性や子どもを含む内地人の死者が100名を超す規模に及んだこと、そして、これを突出した事件として受け止める心性について省察が深まってこなかったことと無関係ではないだろう。暴力被害の重みを秤にかけられるわけにはいかないけれども、それだからこそ、新領土の実効支配を確立・維持するプロセスで行使された数多の暴力の被害が意識的・無意識的に忘却されてきた非対称性を看過することはできない。霧社事件が台湾先住民族の集合的記憶とはなりがたいという現実にも、植民地支配の爪痕は刻印されているのだ。

叢書の首巻に位置づく「牡丹社事件」とは、日本史上では「征台の役」「処蕃事件」「台湾事件」「台湾出兵」などと呼ばれてきた台湾南部への日本軍の侵攻（1874年）を核とする事象で、このとき戦死した先住民族パイワンの首長アルクやその配下および日本軍により焼き払われた集落に視点を据えた呼称である。この交戦は、日本政府が軍隊差遣の大義名分とした琉球人（主に宮古島民）遭難、東京と北京の間で重ねられた戦後処理交渉、列強進出のもと加速する東アジア秩序の変化といった一連の歴史的文脈のなかで、近代日本最初の海外出兵あるいは帝国膨張の始点として捉えられることが多い。これに対して、近年の台湾史で重視されているのは、19世紀後半の恒春半島内部の族群関係に分け入り、そこから外来諸勢力との遭遇形態やそのインパクトを捉え直す視点だ。それは、黒潮に乗って来着する人・物・情報に接しながら、近隣の諸集団との交易や姻戚、軍事同盟を結び直し、相次ぐ外来勢力との交渉を重ねてきた動態的な地域社会像を開示する試みであり、それによって、漂着民の殺害や外来者との武力衝突を先住民特有の慣習や性質とみなすような短絡の克服をめざす実践と接続する途も開かれることとなる⁽¹⁹⁾。

このように「事件」の脈絡について捉え直しが進むなか、林修澈『牡丹社事件』⁽²⁰⁾は、「先住民族の視点」から「事件」に関わる記録と記憶を再構成することに力点を置いた他の巻とはやや趣を異にする。同書は、「一般的な見方」とともに「日本国」「沖縄琉球」「台湾公式」「台湾新観点」「在地」「パイワン」という複数の観点を設定し、各種文献やオーラルヒストリーを列挙して相異なる

(19) Douglas L. Fix, *The Changing Contours of Lived Communities on the Hengchun Peninsula, 1850-1874* (『国家與原住民——亜太地区族群歴史研究』台北：中央研究院台湾史研究所，2009年），Paul D. Barclay, *Outcasts of Empire: Japan's Rule on Taiwan's "Savage Border," 1874-1945*, University of California Press, 2018) など。

(20) 林修澈『牡丹社事件 1871-1874』原住民族委員会，2020年（初版：2017年）。

る立場と解釈を提示するという論述スタイルを取っている⁽²¹⁾。ここには「事件」に向けられる眼差しを対象化し、誰が何を「事件」化してきたのかを問うための手がかりが差し出されているともいえる。しかし留意が必要なのは、異なる立場や解釈への想像力を喚起し複眼的な思考や共有可能な理解形成を促す可能性とともに、現実社会に機能している力の勾配を度外視した相対化と多数派優勢の追認につながるような危うさが、同時に備わっていることである。多元的、多声的といった耳触りのよい言葉が覆い隠す非対称性を直視し、「先住民族の視点」がともすれば主流社会への対抗的な言説の磁場に拘束されてしまいがちな状況そのものを絶えず揺さぶっていきうるかは、読み手の側に委ねられている。

4 「事件」の前と後への視座

靖国神社第二鳥居脇に配された2基の灯籠は富国徴兵保険相互会社（現在の富国生命保険相互会社）の創社10周年記念として1935年に献納されたもので、その基壇には日清戦争から満州事変までの戦闘場面などを浮彫にした14面の青銅版が嵌め込まれている。そのなかに「明治四十一年十二月七脚川社討伐ニ際シ警官隊ノ戦闘」を描いた一枚がある。「広島大本営」「爆弾三勇士」といったモチーフのなかで知名度が高いとはいいがたいこの场景について、『靖国神社忠魂史』には次のように「七脚川蕃討伐」の概略が記されている。1908年12月14日、台東庁花蓮港支庁管内で七脚川社出身の隘勇⁽²²⁾が「些細な不平から暴動を起し、付近の蕃社と相呼応して、隘勇線と警官派出所を襲撃」し、さらに「応援に赴いた花蓮港守備隊の兵員をも殺害し」「騒擾が拡大し」「容易に鎮定の見込みがなかつたから已むなく」、台東庁はじめ宜蘭・深坑・桃園各庁から警察隊（警察官約350、隘勇約150）、台湾第一守備隊（台北）・第二守備隊（台南）から混成中隊（歩兵、山砲兵）が集結し、およそ3ヶ月にわたる「大討伐」が展開される⁽²³⁾。この戦闘で靖国神社合祀の対象となったのは警察隊員12名・守備隊員8名である⁽²⁴⁾。

このような「靖国の記憶」とでもいう「七脚川討伐」の表象に対して、林素珍『七脚川事件』⁽²⁵⁾が再構成を試みるのは、七脚川アミにとっての「七脚川事件」の経験であり、これに連なる東台湾社会の長期的な変動である。そこで重要な主題となるのは、七脚川アミの若者たちが隘勇として日本の警察に備使され山中に拡張しつつあった警備ラインの前線に立つまでの歴史的経緯、その一部

(21) 同書の論述に連なるものとして、宮岡真央子「重層化する記憶の場——〈牡丹社事件〉コメモレイションの通時的考察」（『文化人類学』第81号、2016年）がある。

(22) 隘勇とは、隘勇線と称する防御ラインに配置された警備員。

(23) 靖国神社社務所編『靖国神社忠魂史』第五卷、靖国神社社務所、1933年、33-34頁。

(24) 台湾総督府警察本署『理蕃誌稿』（1918年）によれば、この襲撃および討伐戦の日本側の死傷者は以下の通り（合計欄の数字は小計と一致しないが修正を加えていない）。

	警部	警部補	巡查	巡查補	隘勇	守備隊	人夫	計
死亡	1	0	13	0	1	9	3	27
受傷	1	1	4	2	0	8	1	21

(25) 林素珍『七脚川事件1908-1914』原住民族委員会、2020年（初版：林素珍、林春治、陳耀芳『原住民族重大歴史事件 七脚川事件』原住民族委員会・国史館台湾文献館、2005年）。

(19名)が任務から離脱し警察官吏派出所を襲撃した経緯、このできごとが七脚川アミ(約1,500名)の集落全体に対する軍事行動となり、近隣の諸集団(南勢アミ、タロコ、客家人など)をも巻き込んだ討伐戦へと拡大する過程、およそ2ヶ月から一部では6ヶ年におよぶ逃避行の経過、さらに、投降後に離散を余儀なくされた七脚川アミがより安定した耕作地や水源を求めて転住を重ね、東部鉄道の建設や製糖工場、内地人移民村の経営などを下支えする賃労働に従事しながら、その一部が緩やかな集住地を再形成するに至る個別的な足跡だ。

同書の整理によれば、1908年12月14日から同月末までの間に戦死した七脚川アミは、新聞記事から確認できる限りで33名であり、そのほとんどが最初の七脚川社焼き払いが敢行された1908年12月16日に集中している⁽²⁶⁾。また、焼き討ちに前後して相次いだ七脚川からの逃避行は、その多くが家族を単位としたものであり、南方の縁戚方に身を寄せる者がある一方で、東方の山中に避難場所を求める者が大半を占めるなか、退避の時期や老齢あるいは障害のある者の帯同について異なる決断を迫られ、糧食の携行状況も異なっていた⁽²⁷⁾。食糧補給のため一時帰還の機を窺う者もあったが、討伐隊による家屋や穀物庫、耕作地焼き払いの記録は5、6度にのぼり、さらに、日本への恭順を表明し討伐隊の役務に従事していた近隣の豊蘭や薄薄のアミに対し七脚川の家財や家畜、備蓄糧食を攫い尽くすようにとの指示も数次にわたる。総督府の記録によれば、2、3ヶ月のうち(1909年3月上旬から下旬)に山を下りて投降した七脚川アミの累数は1,200名弱で、当時の集落人口の約8割にあたる⁽²⁸⁾。投降者たちは従来の集落への帰還を許されず、花東一帯の諸地で生活再建の途を模索することとなる。

家族あるいは個人として生き延びようとしてきた軌跡を確かめる試みは、「靖国の記憶」に対して、強靱に抵抗する民族集団を前面に押し出した歴史記憶の再構成とは一線を画する。また、支配一被支配関係の重層性の指摘に終始するものでもない。統治者による断片的な記録と七脚川周辺住民たちの口述を突き合わせながら、七脚川アミの集合的な歴史記憶として「事件」を再構成しようとした本書の試みは、「反抗蕃社」「共謀蕃社」とみなされた集団に向けられる無差別な暴力とともに、「事件」の前と後につづく個別の生の痕跡を集約することなく浮かび上がらせる。

おわりに

移行期正義(轉型正義)の実践のなかで「先住民族重大歴史事件」が再照明されたことと連動して、現在、いくつかの潮流が加速している。このうち、原轉會の先住民族委員(19名)を中心として各族群が「重大歴史事件」を選定し、それぞれの「事件現場」に記念碑の設置を進めるプロ

(26) 前掲書『七脚川事件』, 89-91頁。

(27) 前掲書『七脚川事件』, 103-118頁, 卷末付録のインタビュー記録。

(28) 前掲書『七脚川事件』, 96-97, 112-113頁。典拠資料により数値には若干の異同がある。なお、1914年末、西接する先住民族タロコと総督府との戦争が激化するなか、6年を経て新たに「帰順式」に臨んだ七脚川アミは144戸(男女別人数は不明)におよぶ(123-124頁)。

ジェクトは、「事件」が顕在化ないし生成するプロセスとしても目を引く⁽²⁹⁾。原轉会では、まず「先住民族歴史事件」に関わる史跡や碑文の全島的な現状調査を行い（2019年時点で42件）、既往の歴史解釈に検証を加えるとともに、何を事件として記念するかを先住民自身が決め、モニュメントとその説明文を自分たちで作成するという方向性を打ち出した⁽³⁰⁾。「自分たちで自分たちの歴史を書く」という理念のもと、台湾社会が共有すべき知を在地の人々の経験から形成し、生活空間のなかに可視化していく道筋が展望されており、族群ごと集落ごとに相異なる歴史記憶を形象化しようとする個別化の志向が前面化しつつある⁽³¹⁾。

一方、2021年9月、「先住民族重大歴史事件の処理および補償に関する条例」草案が立法院委員（国会議員に相当）鄭天財/Sra Kacaw、孔文吉、廖国棟（いずれも国民党）らによって台湾の立法院に提出され、立法院内政委員会の審議に付されることとなった⁽³²⁾。この草案は、「轉型正義の実現のため、国は、先住民族の歴史上の重大事件について、清国及び日本政府による先住民の不当な征服及び抑圧によって生じた損害に対する賠償責任を、国際法上の国家承継の原則に従って継承すべきである」という立場から、財団法人先住民族重大歴史事件賠償基金会の設立、その組織や財源、基金の運用方法などについて立法化をめざすものである。条例案によれば、賠償の対象となる「先住民族の重大な歴史事件」とは、「清国や日本政府が武力によって征服し、先住民族や先住民集団に多大な犠牲や苦しみを与えた歴史的な事件」を指し、本論で取り上げた「先住民族重大歴史事件」シリーズ10件や霧社事件などの13件のほか、今後基金会在認定する「事件」が含まれる。損害認定と賠償内容の確定については、被害を被った先住民族の集団（族群や集落）を単位として、証拠資料を整えて基金会上に申請することとなる。基金会上の財源は、政府からの拠金を基盤として、国内外の企業や団体、個人の寄付からなる。

(29) 原轉會「2018～2019 原住民重大歴史事件調査成果報告與建碑政策建議書」（2020年2月）、鍾興華／Calivat・Gadu「歴史小組階段性成果報告原民会回應簡報」（2020年2月27日）、李連權「歴史小組階段性成果報告文化部回應簡報」（2020年2月27日）、いずれも原轉會「第12次委員會議 會議資料」所収、<https://indigenous-justice.president.gov.tw/Page/62>（2022年3月1日アクセス）。また、文献館でも「重大歴史事件」の委託研究事業が継続されている。

(30) これ以前にも地域有志により歴史的な事件を記念するモニュメント建立の例はあり、原民会による「先住民族重大歴史事件」の委託研究が記念碑建立の活性化と連動してきた側面もある。たとえば、1878年に100名以上の先住民族アミが清の軍隊に虐殺されたと伝えられるできごとを記念した「Cepo' 事件記念碑」の設置（花蓮県豊浜郷、2014年）など。

(31) このなかで、2・28事件の緊張状況のなかで武力衝突を回避した事態を記念する「馬智禮和平智慧紀念碑」（台東の先住民族ピュマ）の構想のように、外来者との武力衝突という局面に集中してきた「事件」の捉え方を問い返す視点も提示されている。それは、戦争や軋轢の歴史経験の忘却ないし相対化というよりは、強大な外来勢力との交渉や衝突を経て、外来政権のもとで少数者として生きる状況のただなかで、自分たちの足場を支える集合的記憶として選び取られた歴史記憶であるように思う。（「第15次委員會議提案単」、84頁、原轉會「第15次委員會議會議資料」（2021年4月15日）所収、<https://indigenous-justice.president.gov.tw/Page/62>（2022年3月1日アクセス）。

(32) 「先住民族重大歴史事件処理及賠償條例草案」（委員提案第26964号案）、「立法院第10屆第4会期程序委員會第4次會議委員會記録」（『立法院公報』第110巻第79期）。いずれも「立法院議事転播網際網路多媒体隨選視訊系統」<https://ivod.ly.gov.tw/>（2022年3月1日アクセス）。

先住民諸集団が外来国家体制に組み込まれる長い過程において集団として被った被害への国家賠償が焦点化されていること、「先住民重大歴史事件」シリーズとして選定された「事件」が被害認定の先駆となっていること、がとくに目を引く⁽³³⁾。この点を除けば、「重大歴史事件」の記念館設置や教材作成など、この間に原轉会が進めてきた取り組みとの重複も多く、公的資金の分配をめぐる主導権争いという印象も拭えない。それでも、原轉会がこの間、長年にわたり先住民と政府・主流社会との間で係争点であり続けてきた土地問題や核廃棄物貯蔵場問題、あるいは先住民族諸言語の振興といった課題に精力を傾注してきた一方で、公権力の暴力行使による被害については、もっぱら記念行為を通じた歴史化とその資源化（地域振興、文化事業など）による「和解」へと水路づけられてきた現状を衝くものではあろう。

追悼・記念の営みや国家賠償の請求に限らず、先住民として忍受してきた暴力の歴史的経験をいかに乗り越えていくのか、その困難な実践を先住民（族）自身が多面的に継続している。また、台湾の主流社会の側でも葛藤と緊張に満ちた脱植民地化の実践を重ねている。植民地における戦争状態の継続と本国における和平状態の持続という非対称な関係性に終止符を打ち、新たな関係性の足場を確かなものとしていくためには、日本社会がいかに主体的に脱帝国化の課題に向き合っているかがいっそう切実に問われている。

「植民地戦争」という概念に内在する課題という本稿の論点に立ち戻るならば、意識的・無意識的に忘却してきた戦争の経験を可視化していくにあたり、体験の固有性と複数性をおろそかにしないこと、衝突の前と後に連なる生の軌跡を捨象しないことが、とりわけ重要であろう。それは、植民地を戦場とした戦争の継続を「小さな戦争（small wars）」と呼ぶ視点と心性をいかに克服していくかという問題でもある。個別的な歴史経験の時空間を基軸として、その地点から、「小さな戦争」の思想と方法を相互に参照しつつ多様で複雑な敵と対峙するために調整を重ねた帝国の統治実践を逆照明していくような回路もまた必要となるだろう。

（きたむら・かえ 北海道大学教育学研究院准教授）

(33) ほぼ同時期に、廖国棟が立法院に提出した「促進轉型正義外來政權統治原住民族時期原住民受損權利回復及補償條例草案」（2021年9月29日、委員提案第26946号）は、外來政權の統治による先住民の權利毀損に対して、より包括的な観点から補償を求める内容構成となっている。蔡總統は2016年の公式謝罪において、オランダ、鄭成功、清朝、日本、中華民國政府という歴代外來政權を挙げて、そのいずれもが「武力による征服と土地の強奪により、先住民の有していた權利を侵害」してきたことを認め、この点についてもお詫びを表明している。移行期正義の実践のなかで、公権力による歴史的な暴力行使に対してどのような法的枠組みで集団的・個人的な賠償・補償を実現していくのか、それがどのように一国家を超えた取り組みに連なっていくのか、今後の審議過程もふまえて考えていきたい。